

富士市有収率向上対策業務委託

契約候補者選定基準

令和 7 年 4 月

富士市上下水道部水道工務課

1 目的

この基準は、富士市有収率向上対策業務委託（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルにおいて、参加資格を有すると認められた事業者（以下「参加事業者」という。）が提出した提案書を客観的に評価することを目的とする。

2 審査概要

(1) 参加資格審査

富士市有収率向上対策業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、提出された参加申請書等について、富士市有収率向上対策業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が非公開で審査を行い、参加の可否を決定する。

なお、申請者が1者のみの場合であっても、参加資格審査を実施する。

(2) 提案審査

募集要項に基づき、参加事業者が提出した提案書について、プロポーザル及びヒアリングを実施したうえで、評価委員会が非公開で審査を行う。

審査は、別表1に基づき各委員が評価点数を算出し、全委員の評価点数の合計に、提案見積金額に基づく得点を加え、総合評価点とする。総合評価点数が最も高い事業者を契約候補者、次点の事業者を次点候補者として特定する。

なお、参加事業者が1者であった場合でも提案審査は実施する。

(3) 評価項目の得点化方法

別表1に示す各評価項目のうち、提案見積金額に関する項目を除く各項目について、下表に示す5段階の評価により得点化する。

評価区分	評価内容	得点化の方法
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.3
E	劣る／有効な提案がない	配点×0.0

(4) 提案見積金額の得点化方法

下図に示すとおり、委託料の上限額の95%に相当する提案見積金額を50点、委託料の上限額と同額の提案見積金額を0点として、それらの間に位置する提案見積金については直線補間により配点する。また、委託料の上限額の95%を下回る提案見積金額の場合においては、50点を上限として配点する。

なお、配点は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。

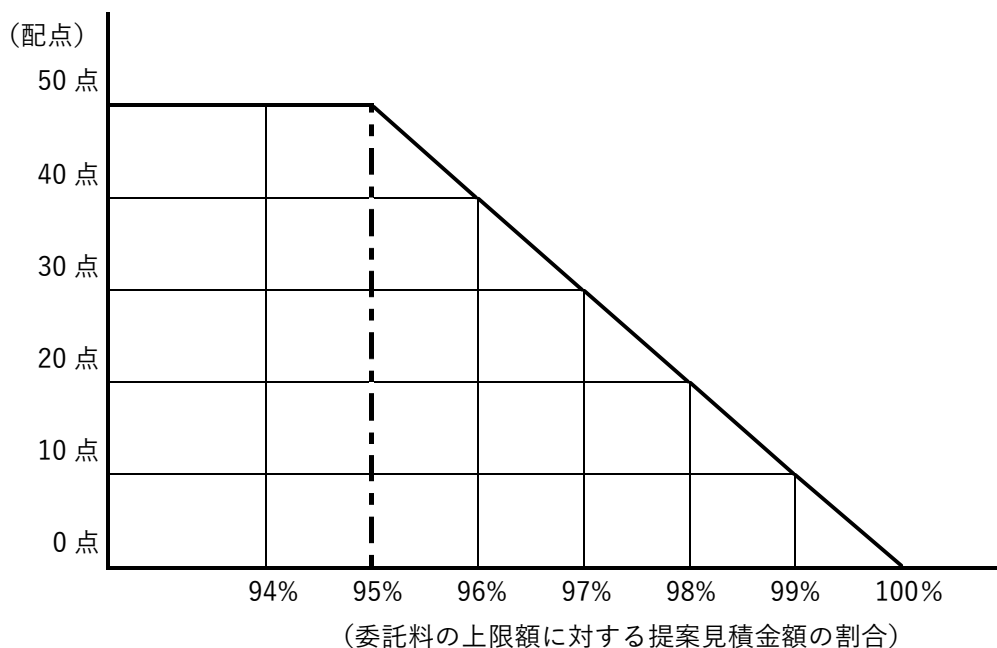


図 提案見積金額と配点の関係

(算出例) 委託料の上限額：10億円

A社：提案見積金額10億円(100%) ⇒ 得点 = 0点

B社：提案見積金額9億5千万円(95%) ⇒ 得点 = 50点

C社：提案見積金額9億円(90%) ⇒ 得点 = 50点

(5) 提案審査における最低基準点

総合評価点が満点の60%未満である場合は、契約候補者として選定しない。

(6) 最高得点者が2者以上ある場合の対応

審査の結果、総合評価点が同点で2者以上存在する場合は、まず「有収率向上施策に関する項目」の得点が高い者を第1順位とし、更に同点の場合には、「統括マネジメントに関する項目」の得点が高い者を上位とする。

別表 1

評価項目		評価の視点	配点	計
会社概要等に関する項目（様式 8）	会社概要	会社の規模や財務状況が、履行期間中に安定して業務遂行できる経営基盤を有しているか。	5	15
	受注実績	有収率向上施策として「漏水調査」、「老朽管路更新」、「配水制御の適正化」を効果的に進めるために十分な知見や実績を有しているか。 ア 本業務と同一又は類似業務の受注実績は十分か。 イ 本市給水区域において同一又は類似業務の実績があるか。 ウ これまで、有収率向上に結び付いた実績を有しているか。	10	
業務体制等に関する項目（様式 9）	業務体制（協働会社含む）	本業務の目的を理解し、責任をもって遂行できる体制がとれるか。 ア 業務分担や責任が明確になっているか。 イ 統括責任者の資格や実績について。 ウ 主任技術者の資格や実績について。	10	20
	技術者配置（有資格者・経験者等）	本業務を履行するにあたり、適切な人員配置ができていないか。 ア 本業務への有資格者や実務経験者の配置人数について。 イ 欠員が生じた際のバックアップ体制は取れているか。 ウ 有収率向上に関連する資格や業務経験が豊富であるか。	10	
業務実施方針に関する項目（様式 10）		ア 有収率向上に向けた取り組み方針は適切か。 イ 全体工程計画は現実的で達成可能なものとなっているか。 ウ 業務遂行の際に予測されるリスクとその対策が明確になっているか。	10	10
有収率向上施策に関する項目（様式 11）	漏水等調査の最適実施に関する提案	① 漏水調査に関する提案の具体性と妥当性について。		175
		ア 計画的漏水調査業務における作業計画や作業方法が効率的で効果的なものになっているか。	15	
		イ 履行期間中における漏水調査のスケジュールについて。	5	
		ウ 漏水調査における重点項目と目標の設定が具体的で根拠があるものになっているか。	10	
		エ 復元調査や追跡調査の手法は妥当か。	15	
		② 不明水及び調査困難箇所の調査に関する提案について。 ア 調査方法や実績は妥当か。	15	
		③ 緊急漏水調査等に関する提案について。		
		ア 複数の現場へ同時に対応できる体制が確保できるか。	10	
		イ 依頼を受けてから現場への到着を迅速かつ円滑に行うことができるか。	15	
		④ 有収率向上について具体的な数値目標を設定しているか。	5	
	老朽管路の最適更新に関する提案	老朽管の最適更新に関する提案の具体性と妥当性について。		
		ア 漏水リスク評価と漏水発生時の影響度評価の手法について。	15	
		イ 更新計画が有収率向上に結び付いたものとなっているか。	10	
		ウ 費用対効果を踏まえた効率的な更新計画となっているか。	10	
		エ 市全域へ展開することを考慮した計画となっているか。	10	
		オ 有収率向上について具体的な数値目標を設定しているか。	5	
	配水制御の適正化に関する提案	配水制御の適正化に関する提案の具体性と妥当性について。		
		ア 現状分析の手法について。	10	
		イ 費用対効果を踏まえた現実的な方策となっているか。	10	
		ウ 市全域へ展開することを考慮した計画となっているか。	10	
		エ 有収率向上について具体的な数値目標を設定しているか。	5	

統括マネジメントに関する項目 (様式 12)	有収率向上施策推進、進捗管理に関する提案	有収率向上施策推進、進捗管理に関する提案の具体性と妥当性について。		70
		ア 施策推進方法や進捗管理方法に実効性があり、評価基準は明確か。	10	
		イ 有収率向上に関わる先進技術等の情報収集について。	5	
	有収率向上施策の寄与効果検証に関する提案	有収率向上施策の寄与効果検証に関する評価の方法と時期について		
		ア 効果を検証するための方法が具体的で実効可能であるか。	15	
	イ 達成度の測定方法について。	10		
	データ活用による有収率向上及び管路の予防保全管理方策等の提案	データ活用による有収率向上及び水道管路の予防保全管理方策等に関する提案の具体性と妥当性について。		
		ア データの集積方法及び活用方法が実現可能なものであるか。	10	
		イ 先進技術の活用方法について。	5	
		ウ ロードマップの作成について。	15	
各評価委員評価点（A）				290
評価委員評価点 合計（B = A × 5 人）				1,450
提案見積金額に関する項目 (様式 13) (C)	見積額の妥当性		50	50
総合評価点（B + C）				1,500